

外国為替証拠金取引約款  
新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第31条 (略)</p> <p><u>(禁止事項)</u></p> <p>第32条 お客様は、次に掲げる各号に該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p><u>①取引システム、端末機器、接続回線、又はプログラムの不正な操作や改変等を施した注文及び取引を行う行為並びに当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用した注文及び取引を行う行為</u></p> <p><u>②短時間に、高頻度で行われる注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引、適正な価格形成等に著しい悪影響を及ぼすおそれのある行為</u></p> <p><u>③自動売買プログラム（クラウド環境等から取引システムにアクセスする等の取引態様を含みます）等を使用した注文及び取引を行う行為</u></p> <p><u>④他のお客様と同調して短時間に多数の注文及び取引を行う行為であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引、価格形成等に著しい悪影響を及ぼすおそれのある行為</u></p> <p><u>⑤当社が提供する取引レート等の情報の不正な取得もしくは利用、又はインターネットのセキュリティーの脆弱（ぜいじゃく）性の利用若しくはインターバンク市場等の混乱等の利用等、不適當、不適正な内容及び方法等により注文及び取引を行う行為</u></p> <p><u>⑥その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす注文及び取引を行う行為</u></p> <p>2 お客様が前項に違反したことにより当社が損害を被った場合、当社は、お客様</p>	<p>第1条～第31条 (略)</p> <p>(新設)</p>

に対して損害賠償請求を行うことができるものとします。

3 当社は、第1項各号の行為又はこれに該当することが疑われる行為が認められた場合には、お客様に事前の通知をすることなく、本取引の停止、中止もしくは制限を行うこと、又は本取引の条件を変更することができるものとします。

(免責事項)

第33条 (略)

①～⑥ (略)

⑦本取引、又は本取引に関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害（但し、当社に故意・過失がある場合を除く）

⑧～⑨ (略)

⑩本約款に基づくサービス内容の変更又は本取引の停止、中止もしくは制限により生じた損害（但し、当社に故意・過失がある場合を除く）

第34条～第37条 (略)

(2023年11月施行)

(免責事項)

第32条 (略)

①～⑥ (略)

⑦本取引、又は本取引に関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害（但し、当社に故意・重過失がある場合を除く）

⑧～⑨ (略)

(追加)

第33条～第36条 (略)

(2023年9月施行)